

青森県後期高齢者医療広域連合告示第10号

地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和3年5月11日に専決処分した令和3年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、地方自治法第292条において準用する同法第219条第2項の規定により公表する。

令和3年5月11日

青森県後期高齢者医療広域連合長

小野寺 晃



令和3年度青森県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

令和3年度青森県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,866千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 167,306,132千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2	国庫支出金	57,678,052	1,866	57,679,918
	2 国庫補助金	17,095,152	1,866	17,097,018
歳	入	合	計	
		167,304,266	1,866	167,306,132

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2	保険給付費	165,628,559	1,866	165,630,425
	3 その他医療給付費	631,350	1,866	633,216
歳	出	合	計	
		167,304,266	1,866	167,306,132